

医療保険のしおり

平成28年度指導における指摘事項 No.2

平成28年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。No.1は、5月号へ掲載しております。

5 検査・画像診断

- (1) 検査・画像診断の必要性の根拠が診療録に記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 検査を実施する際、実施する根拠、結果の評価の診療録への記載がないため、検査の必要性に疑義のある例が確認されたので改めること。
- (3) 検査を実施するに際し、実施する根拠、結果の評価の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。

6 投薬、注射

- (1) 医学的に必要性が認められない点滴を保険請求している例が認められたので改めること。
- (2) 重複投薬の例が認められたので改めること。
 - ・サインバルタカプセルとフルボキサミンマレイン酸塩錠
 - ・ミラベッククスLA錠とレキップCR錠
- (3) 薬剤感受性検査が適切に行われず、抗菌スペクトルが十分考慮されずに投与された例が認められたのであらためること。
 - ・オラベネム小児用細粒10%、オゼックス細粒小児用15%
- (4) 適応傷病名がないにも関わらず投与された薬剤の例が認められたので改めること。
 - ・アコファイド
- (5) ビタミン剤
 - ① ビタミン剤は、必要かつ有効と判断できる場合に投与すること。

7 リハビリテーション

- (1) 目標設定等支援・管理料
 - ① 算定に際し、医療保険のリハビリテーションを実施していない患者に対して算定している例が認められたので改めること。

8 処置

- (1) 創傷処置及び熱傷処置を実施した際は、処置した範囲を診療録に記載すること。

第2 請求事務に関する事項

- 1 保険医は、自身が行った診療に関して、保険医療機関が行う診療報酬の請求が適正なものとなるよう努めること。

2 診療録とレセプトの間で診療開始日、病名等一致していない例が多数認められたので、照合・確認を十分に行うこと。

3 検査

(1) 検査の項目を誤って算定している例が認められたので改めること。
・インフルエンザ抗原定性検査をウイルス抗体価検査2項目として算定

4 投薬、注射

(1) 注射実施料（皮内、皮下及び筋肉内注射 20点）を誤って算定している例が見受けられたので改めること。

第3 届出に係る事項

1 掲示・届出事項等

(1) 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行状況について、平成28年3月4日付保発0304第11号厚生労働省保険局長通知「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」の別紙様式7の院内掲示例を参考に作成し、掲示すること。

(2) 届出事項に変更があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。

- ・標榜診療科
- ・休診日

(3) 休診日について、届出漏れが確認されたので、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」を提出すること。

2 保険医の転入・転出

(1) 保険医に異動があった場合は、常勤、非常勤にかかわらず、速やかに保険医療機関（保険医）届出事項変更（異動）届を提出すること。

3 施設基準

(1) 施設基準の届出事項に変更等があったときは、速やかに中国四国厚生局長へ変更の届出を行うこと。
・従事者変更（運動器リハビリテーション料Ⅱ）